

介護保険福祉用具購入費事前申請導入について

※令和3年4月1日より、償還払いの場合でも福祉用具購入費事前申請を導入します。

事前申請が承認されていない場合は、福祉用具を購入されても給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

目的

福祉用具購入費事前申請を導入することで、利用者の状態に応じた福祉用具の選定が行えているかを事前に確認し、利用者の日常生活の自立に向けた適切な福祉用具の利用につなげることが目的です。

事前申請時に提出いただく書類

①福祉用具購入費事前承認申請書

②福祉用具購入品の見積書

③福祉用具のパンフレット等（コピー可）

※デモ実施の有無や、本人の状態に合った福祉用具の選定である理由を申請書に記入してください。内容に関して疑義が生じた場合は、ケアマネジャーに確認します。

※事前申請を受付けてから約一週間で決定通知書を発送します。

支給申請時に提出いただく書類

④福祉用具購入費支給申請書

⑤領収書

⑥TAIS コードの記載のある販売証明書

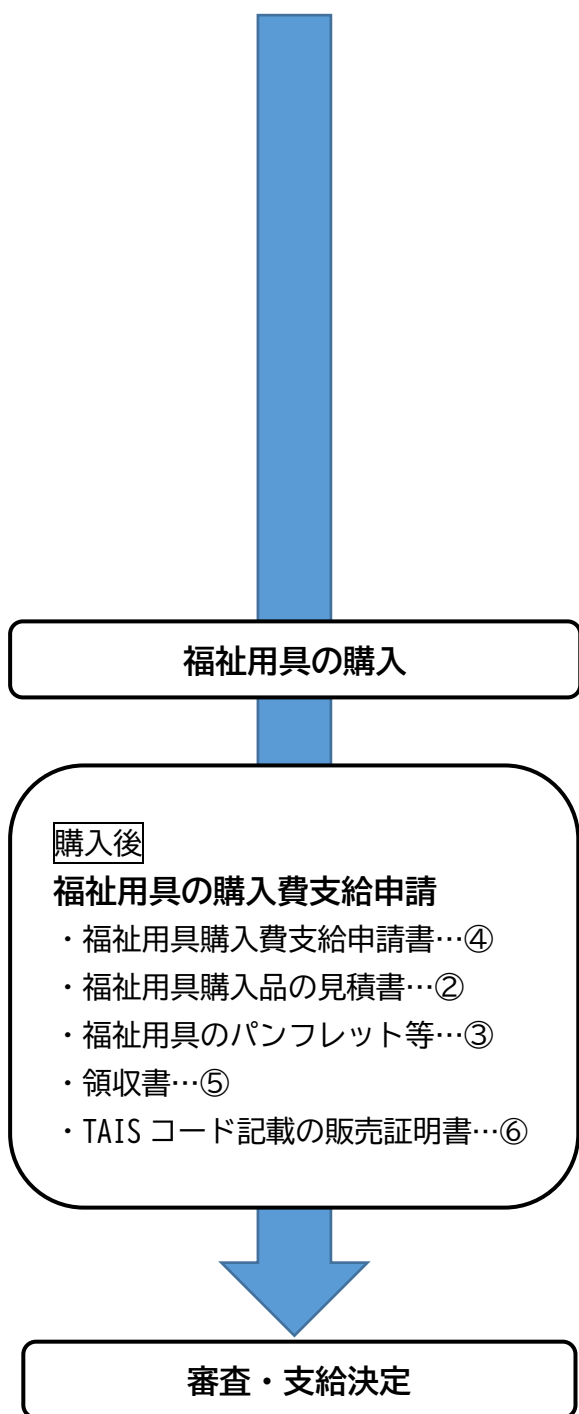
※受領委任払いを利用される場合は福祉用具購入費請求書・代理受領委任状が必要になります。

福祉用具利用の適正化について

麻痺や関節性疾患、神経性疾患、進行性麻痺など、適切な用具の利用のために医学的な知識・経験を持つ専門職の助言が必要であるとケアマネジャーが判断する場合は、リハビリ専門職による助言、提案を受けることができます。日程調整等は介護保険係までご連絡ください。

申請の流れ

令和3年3月31日までの申請方法



令和3年4月1日以降の申請方法

